平成２１年（フ）第３１５号
埼玉県児玉郡上里町大字勅使河原1383番地
債務者　坂上　良一
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第３１６号
埼玉県児玉郡上里町大字勅使河原1383番地
債務者　坂上　芳江
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第３８４号
埼玉県本庄市小島１―13―７　レオパレスＫＡＭＥＬＥＯ108号室、住民票上の住所埼玉県本庄市児玉町共栄452番地13　宮ハイツ105号
債務者　森　　稔幸
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第３９８号
埼玉県東松山市神明町２丁目８番18号　クイーンズヒル312
債務者　山口　　昇
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第４３８号
埼玉県大里郡寄居町大字富田3494番地15
債務者　田中　正男
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第１７０号
千葉県東金市西福俵107番地42
債務者　本多　久子（旧姓松崎・相京）
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第１８７号
千葉県山武市富口1916番地７
債務者　中村　志織
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第１９２号
千葉県銚子市春日町2406番地の３
債務者　宮崎美枝子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第１９９号
千葉県山武市松尾町五反田3037番地１　唐崎３号
債務者　藤田　徳一
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第２００号
千葉県香取郡多古町大門162番地18シティハイツ２―201号
債務者　石田　順也
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第４５９号
新潟県新潟市北区白新町４―12―９　フリーピア白新202、住民票上の住所新潟県阿賀野市学校町１番69号
債務者　富樫五十美
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第８８号
新潟県三条市西大崎３丁目９番40―422号
債務者　村越　一昌
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第１３０４号
堺市中区深井沢町279番地１　シャルマンフジ泉北深井302号
債務者　山崎　香織（旧姓澤井）
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３３９号
堺市南区竹城台１丁１番２―605号
債務者　松田百合子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３６１号
大阪府松原市田井城４丁目25番地の９
債務者　坂井　悦藏
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３６２号
大阪府松原市田井城４丁目25番地の９
債務者　坂井　公子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３７９号
堺市南区高倉台１丁３番４―909号
債務者　有木　健司
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係